

【共同研究】

## teen court教育学的研究

太田 和敬\*

### Educational Study of Teen Courts

Kazuyuki OTA

Teen Courts are peer-run courts that are authorized to pass sentence on first-time juvenile offenders for certain non-violent misdemeanors. Few juveniles commit a second offense. The teen court system is believed to have some elements that encourage teens to go straight: 1. Teen court focuses on first misdemeanors since failure to intervene may lead to teens becoming felons. 2. Teens can choose the justice system they want to be subjected to. Choice is crucial to teens accepting responsibility and accountability. Potential choice is needed for independence to develop. 3. As a restorative justice system, teen court helps teens to reflect on their behavior. 4. Many volunteers participate in and support the teen court system, and some training programs are available.

**Key words** : ティーンコート、少年司法制度、非行、生活指導、懲戒

#### 1 アメリカでのteen court研究のな さの要因

共同研究としてteen courtを研究し始めて、直ぐに直面した問題は、本場のアメリカにおいても、teen courtの研究が極めて少ないという点であった。teen courtを行っている自治体は少なくないし、個別の報告などはインターネット上に多数あるが、出版物としては、広く少年司法について解説した書物に、teen courtについて触れているページがある程度で、そうした書物も広くデータを集めた研究にはなっていないのが実態である。またアメリカで登場した法的制度は、他の国に広まっていく傾向があるが、teen courtを採用した国は、ほとんど知られていない。

更に、かつてteen courtを実施していたが、事情で取りやめになっている自治体もあることがわかってきた。そのほとんどは財政的事情であると

考えられる。teen courtの効果が無いから止めたからという理由ではなく、実際に、書物で紹介されているteen courtは、再犯率の低さという点で認めているものが多い。こうした事情から、我々の共同研究では、できるだけ現地に赴いて、実態を見ることを重視した。

では、何故アメリカでteen courtが研究されないのか、これはいくつかの理由が考えられる。

第一に、teen courtは州法などの正規の刑事訴訟法による制度ではなく、あくまでも自治体レベルのダイバージョン・プログラムであるので、統一的な形態がなく、まったく個々バラバラである。その多様な形態の分析もまた、別の稿で扱うことになるが、あまりに多様な形態であるために、ある効果が現われても、どの部分による効果なのか、比較検討することが、非常に困難だという事情がある<sup>1)</sup>。

第二に、teen courtがあまり財源を必要としない仕組みであるという点である。アメリカの様々な行政的取り組みや、NPOの活動などでは、公的補助、特に連邦政府の補助金に依存しているこ

\* おおた かずゆき 文教大学人間科学部臨床心理学科

とが多い。連邦政府は、国民の具体的な生活に関わることがらについて、直接関与することはないし、また、権限もないから、政策的影響力を直接行使することはできない。従って、連邦政府がアメリカ全体で実施したい政策があった場合、補助金の支出という形で導入を促す手法をとる。実際に担う主体からすると、補助金をとれるかどうかで、存在意義を問われることになり、活動が左右される。補助金をとれるかどうかは、いわゆる evidence basedといわれる実証に基づいたデータが重視される。

修復的司法restorative justiceについては、膨大な研究がなされているが、その少なくない部分は、効果を示すことによって補助金をとるための研究である。修復的司法は、実際にある程度の費用が必要だからである。

しかし、teen courtは、そのほとんどがボランティアによって成り立っている。極端な事例になるが、公的機関が、場の提供等、便宜を図ることがあっても、予算計上をしないまま成り立っているteen courtも存在しうる。予算が必要であったとしても、多くても2~3名のコーディネーターの件費程度であり、自治体の年間予算に組み入れることで、十分に賄える程度に過ぎない。そうであるすれば、研究による成果の実証をする必要がないわけである。ここに、teen court研究が遅れた最大の理由があると考えられる<sup>2)</sup>。

## 2 教育学の問題行動への対応原則

本稿は基本的に、teen courtという司法制度におけるダイバージョンプログラムを対象とするものであるが、そこにおける「教育的意味」を探ろうとするものであるので、まず、教育学、特に戦後日本の教育学が問題行動をもった子どもたちにどのようなアプローチをしてきたのかを整理するところから始めたい。

子どもを育てることは、様々な困難が伴う。かつて子育ての目標が身分的に決まっており、地域社会全体がその仕組みをもっていた時代に比べて、どのような職業を目指し、どのような人間に育てるのか、個々人の自分の資質を見抜きながら

判断し、そのための努力をしていかなければならない現代においては、人生のいろいろな段階で逸脱してしまう危険性は誰でももっている。教育現場では、そのような問題に対する理論的・実践的な蓄積をしてきた。まずそれを確認しておこう。

教育の場では、特に日本においては生活指導は重要な柱となっており、その中で非行対策なども大きな位置を占めていた。日本で非常に盛んな部活動なども、非行対策の一環として考えられてきた経緯がある。生徒が万引き等で警察に補導されたりしたら、担任の教師が警察に駆けつけることなども、教師のやるべきことと考えられている。特に以前は、生徒が学校内で犯罪的な行為をしたとしても、警察の介入を避け、学校内で解決すべきだという意識が強かった。それだけ生活指導意識が強かったのである。しかし、その裏返しとして、そのような場合、学校権力を使った管理的な指導が顕著であり、まるで学校が警察機能を担っているかのような場面も少なくなかった。

その特質は以下のようなものである。

- ・詳細な行動規制を含む校則
- ・「服装の乱れは心の乱れ」として、「生徒らしい服装」の徹底と違反の取り締まり
- ・体育系の部活への加入をほぼ強制し、競争主義で生徒をまとめる
- ・校則違反や授業態度不良への体罰

こうした生活指導手法は、1970年代から80年代にかけて、学校が荒れた状態になった場合、多くの学校で導入された。その結果、荒れが克服されたが、いじめが増大したと言われている。

1990年代になると大きく変化したように思われる。学校が自分たちの力では、荒れ等を解決することが難しいことが、次第に認識され、地域の力を借りたり、また、警察の援助や介入を要請するようになったことである。校内暴力が発生した場合に、110番をして、生徒が学校で逮捕されるような事態も起きている。

このような教育行政や上からの管理が押し進めた生活指導の手法とは異なる、現場から生まれた全く別の手法も存在する。その代表的なものは、全国生活指導研究協議会の民主主義的な集団つくりとと日本作文の会の生活綴り方である。

全生研の理論は、1990年代を境に大きく変化したが、民主主義的な人格を育て、そのための学級作りを柱とする点は変化がない。

生活綴り方は、自己表現とコミュニケーションを通して、相互に理解し合う学級集団を形成することに成果をあげている。

これら生活指導の手法を整理しておく。

- ・行動を規制することで、「悪いことをしない」ように指導する。(管理主義生徒指導)
- ・時間とエネルギーを使う「場」を競争主義的に活用する。(部活の活用)
- ・民主主義的な集団を形成する。(民主主義の価値)
- ・相互を認め合う集団を形成する。(相互の尊重)

前二者は、管理主義的な非行対策であり、主に行政的な指導の下で行われたものである。かなり非行対策的色彩が前面に出たものであった。それに対して後二者は、直接的な非行対策ではないが、民主主義的な価値をしっかりと認識した者は、他人の権利を侵害することはなく、相手を尊重する者も同様であるという、結果として非行対策となる実践理論である。

ところで、残念ながら教育学は、上のような新しい現象に対して、必要な理論的対応がなされてきたかという点では、大きな欠陥があった。特殊教育が特別支援教育になった契機のひとつが、これまで見過ごされてきたいくつかの発達障害が、少なからず普通学級の生徒に存在しており、しかもその対応そのものがとられてこなかったという事情がある。しかも、そうした発達障害のひとつとされているアスペルガー症候群は、凶悪犯罪を犯した少年に疑われていることが少なくない。

16歳で母親を殺害し、22歳で全く見知らぬ二人の姉妹を殺害して25歳で死刑執行されたAは、まさしく犯罪誘因に満ちた中で育った。父親はアルコール中毒で働かず、家族のお金をギャンブルに使っていた。母親がパートで生活を支えていたが、買物衝動があり、借金を重ね、生活を切り盛りすることができなかった。Aは新聞配達をしていたが、母親は無断でAのお金を借金返済にあて、また、Aにできかけた恋人との間を妨害した。正確な診断を受けているわけではないので、確実なこ

とは言えないが、Aがアスペルガー症候群であったとされ、学校教育や少年院での矯正教育の中で、その面にも踏み込んだ対応がなされていたならば、後の犯罪を防げた可能性があるという主張がある<sup>3)</sup>。女子高校生を監禁して死に至らしめた犯人も脳の損傷があったとされる<sup>4)</sup>。

このような事例は他にも多数あり、学校現場で教師のみで対応できることではないが、医療や福祉、法律領域の研究者と実践者の協力によって、適切な対応策を作り上げ、それを修得する研修システムが求められるのである。

### 3 少年法改正の流れの意味するもの

少年の問題行動に対する教育制度とともに重要な柱が、もちろん司法制度である。特に日本では保護主義の強い少年法が、一貫して厳罰や管理を求める人たちから批判に晒されてきた。

保護主義原則の強かった少年法が、常に改正の要望があったのは、少年といえども凶悪な犯罪に対しては、責任をとらせ、厳罰を科すべきであるという立場からであった。もちろん、それは直接刑の重さを求めるということではなく、成人と同じ刑事訴訟にかけられる比重を高める点にあった。実態はともかく、成人の刑事裁判においては、加害者の権利が守られているという点もある。家庭裁判所の審議では、事実を十分に検証し、弁護士による弁護も欠けている場合が多い。そして、公開の審議ではない。もちろん、非公開であることは、少年の保護のためという目的もあるが、通常の刑事訴訟において、公開裁判であることは被告人の利益のためであるから、少年の場合、それが完全に逆であることのメリットは疑問である。

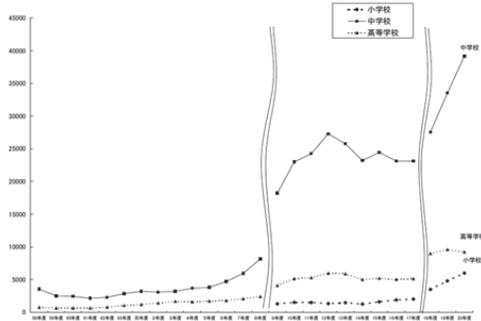
少年の凶悪犯罪の厳罰化、刑事訴訟で裁く以外にも、従来の保護主義的な手法の改善はありうる。刑事訴訟における適正手続を導入することもそのひとつである。その論点について考えてみよう。

まず次のふたつの図をみてみよう。

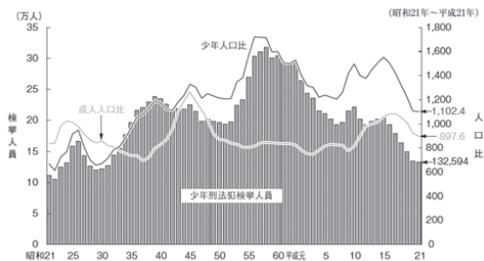
最初は学校内における暴力行為の発生件数であり、次は、少年犯罪の推移である。この20年に少年犯罪は一貫して減少傾向にあるのに、学校における暴力行為は、逆に増加していることが際立っ

ている。

(参考1) 学校内における暴力行為発生件数の推移



(参考1) 学校内における暴力行為発生件数の推移



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。  
2 刑罰少年の指導員を含む。  
3 刑務所及び少年院、自動車運転失致死傷等による補法少年を除く。  
4 「少年人口比」は、10歳以上の少年の刑法犯検挙(補導)人員の人口比であり、「成人人口比」は、成人の刑法犯検挙人員の人口比である。

図 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移

少年法は凶悪犯罪が増加したことを背景として主張されていたが、実際には少年犯罪は少子化の傾向を超えて、減り続けており、むしろ学校での暴力行為が増加していた。これは、教育的に解かねばならない大きな問題であろう。少年法に関する法的検討はここでは行わないが、近年の若者の意識として、1990年代以来の「自己責任」認識の影響からか、少年の刑罰を教育刑的ではなく、応報刑的に考える意識が拡大している点を見逃すことはできない。こうした考えが、犯罪を犯した少年の立ち直りを重視するのではなく、罪に応じた罰を与えるべきで、犯罪の背景となった生い立ちや環境は問題でないとする発想が強くなり、こうした意識が土台となって少年法の保護原則が崩されていると考えられるのである。

## 4 アメリカにおけるteen courtの登場と基本的意味

アメリカでは、少年法の厳罰化が日本より早く出現したが、日本とは異なる展開をした。それは端的にteen courtのようなダイバージョン・プログラムが考案され、実行されていったことである。

teen courtの方式が考えだされたのは、いくつかの契機があったと考えられる。

第一に、19世紀の末に制定され、大きく発展してきた少年法、つまり、大人の犯罪者とは異なる処遇を与え、とくに更生に力をいれた司法システムに対する不満と改訂の動向である。少年法は、加害者にのみ有利であって、必要な罰を与えられることなく、犯罪少年を放置しているという見解が広く国民に受け入れられるようになり、少年犯罪の厳罰化、そして、少年と大人を区別せず、少年も通常の司法制度で裁き、重い罰を課すという動きになったのが、1980年代のことである<sup>5)</sup>。

しかし、この厳罰化は、少年犯罪の減少をもたらすことはなく、却って犯罪が増加したとされる。アメリカで少年犯罪が減少傾向になったのは、1990年代の後半である。では何故厳罰化が少年犯罪の減少に寄与しなかったのか。それは、主に厳罰化、つまり大人と同様の裁判にかけることで、それまで少年の補導等に割かれてきた警察力を、重犯罪を犯した少年の捜査に大きなエネルギーをとられ、少年の初期犯罪への対応ができなくなったためと言われている。凶悪犯罪少年も、最初は軽微な犯罪から始まるのであり、初期に適切な指導がなされれば、更生する少年も少なくないが、その初期対応ができなくなったために、凶悪犯罪の予備軍が増えていったケースが少なくないと考えられる。したがって、厳罰化を止めて、少年の保護政策に復帰するか、厳罰化を維持して、別の初期対応のシステムを考案するかという選択が、社会の中に生じた。teen courtは、ダイバージョンプログラムとして、警察力をそれほど使わない初期対応の方法として、編み出されたのである。

第二に、少年犯罪の増加は、大人の犯罪以上に地域の安全にとって憂慮すべき事態といえる。したがって、teen courtを設立した動因は、地域の安全を保つために、地域が人的エネルギーを注ぐことによって、安全を確保することを目指したことであった。だから、地域住民がボランティアで行う事業が構想され、実行に移された。これは、十分な予算がなくても、それなりのことができるという点で、teen courtの有用であった。

第三に、少年非行のとらえ方の進展である。非行を社会的ルールからの逸脱という側面だけで見ると、少年の成長過程を総合的に見ておらず、非行の中に、逸脱的側面はあるにせよ、大人からの自立の契機を見ることが必要だということが、teen court構想の根底にある。そのように見ると、ルールを制定している大人が、自立のためにルール違反をした少年を裁いても、心から納得することはあまり期待できず、むしろ同世代の少年が裁いた方が、効果的であるという考えである。それは、裁かれる被害者の判決に「陪審員を務める」という項目に集約的に現れている。陪審員の一部は、かつて非行や犯罪を犯して、teen courtで裁かれた少年であり、大人でも、また、彼らと異質な「優等生」でもない。teen courtが、peer courtと呼ばれるのは、こうした反発的契機の最も少ない同世代によって裁かれることで、罪を反省させる仕組みだからである。

## 5 teen courtの仕組み

teen courtの仕組みを簡単に整理しておこう<sup>6)</sup>。

軽い犯罪を犯した少年が、警察当局に出頭し、intakeのプロセスの中で、teen courtを紹介される。そこで、一般の青少年司法かteen courtかを自らを選択する。この最初の「選択」は大きな意味をもつと考えられる。何故なら、自分の行為を自分自身の選択によって行う場合に、もっとも責任を自覚することでできるからである。

多くのteen courtは、有罪か無罪かを争うのではなく、罪を認めることが、teen courtを受ける条件となっている。有罪か無罪かを争い、本格的な裁判のように行うteen courtもあるが、それは

少数である<sup>7)</sup>。

teen courtを選択すると、公開の訴訟になるが、公開の場で、自分の行為を認め、説明しなければならない。「説明責任」である。

裁判は、検事、弁護士、陪審員を少年が務めるが、刑として課される陪審員以外は、ボランティアであり、検事と弁護士を務めるためには、規定の講習を受け、試験に合格しなければならない。検事や弁護士役がなく、陪審員が直接加害者に質問する形態もあるが、いずれにせよ、少年の下す判決が、そのまま有効となり、大人が訂正することはない。

判決が下されると、期間内に実行する義務が生じる。その判決は、通常「社会奉仕」「陪審員を務める」「謝罪」「反省文」等からなる。前二者は必須である。

社会奉仕は、少年の社会的存在意味と場を確認できる行為と考えられる。もちろん、それは一時的なものであるが、実際に社会的に有用な行為をしたことがない者にとっては、自分の行為が社会に役に立つことであり、それを承認されることは大きい。

陪審員を務めることは、犯罪を客観的に見る視点と、人を裁くという大きな責任を果たすことに意味がある。多くの犯罪者にとって、犯罪を客観視することは、もっとも困難なのではないだろうか。実際に人を裁くという責任をもって判断することは、本人の認識能力を少なからず高めるはずである。

謝罪は説明責任であり、また、反省文は、自己の行為を見つめなおすことになる。

アメリカのダイバージョンプログラムの中で、teen courtはそれほど普及の度合いが高くない。むしろ、修復的司法というプログラムの方が普及しているとされている<sup>8)</sup>。

teen courtはこうしたいくつかの要素を組み合わせることで、更生に有用であるとされるが、実は、teen courtが再犯の防止に最も効果があるとされる理由は、実は他のことにある。teen courtは、初犯にのみ適用され、かつ、判決を実行した場合には、裁判記録が抹消され、前科とならないという規定である<sup>9)</sup>。

## 6 teen courtの有効性

teen courtは再犯率を低下させたという点で、高い評価を得たが、その要因は何かを分析してみよう。

### (1) 初期対応

teen courtは、少年が初めて犯罪を犯したときに、適切な対応をとることが、犯罪者として成長させないために必要な措置であるということが、重要な認識となっている。だから、初犯に限定したteen courtが多いのである。

日本の初期対応に次のような指摘がある。2009年8月26日の新聞やテレビで報道された警視庁の万引き少年に関する調査である。2009年の4月から7月に万引きで捕まった少年に対する意識調査である。それによると、4人に1人は、「ゲーム感覚」「捕まったのは運が悪かった」と回答しているという。

テレビ報道によると、万引きを小学生から繰り返してきた青年が登場し、何度も捕まったが、万引きで警察に通報されたことは一度もなかったという。そのために、注意されて解放されると、すぐにまた万引きをしたくなると答えていた。警察に捕まったのは大分たって、傷害事件を起こしたときだった。彼はそのように述べたわけではないが、最初の頃にきちんと警察が指導すれば、このような繰り返し犯罪を犯す人間にはなっていないと、言いたげであった。

また、万引きをされる側の店の人たちは、ほとんど警察に通報することはないと述べている。かつては、店の悪口を言われる、親に怒鳴りこまれるという理由があげられるが、今回のテレビ報道では、警察に行って、被害届けを書くのが非常に面倒なので、ついつい注意だけで返してしまうというのだった。それに対して、警察は、被害届けを簡略にするということを検討していると述べていた。犯罪少年自身が、初犯の頃には、ほとんど捕まっても警察に行くことはなく、店員の簡単な注意で済んでしまうために、反省することはほとんどないと述べていることは銘記すべきである

う。もし、万引きが分かった時点で、それに見合う責任を取らされていたら、きちんと自分の行為を反省し、再び犯罪を犯さない少年もいくらかは出てきたかも知れないということは言える。teen courtというシステムが、初期対応の大切さを認識することから構想されたこと、そして、初犯のみに限定していることの合理性がわかる。

### (2) 自己選択

teen courtは、加害者自身が選択をする。teen courtはダイバージョンプログラムであるから、正規のシステムの代用であり、自動的にteen courtシステムが加害者に適応されることはない。通常、正規の青少年裁判よりずっと重い判決を課せられるteen courtを選択するのは、覚悟が必要であろう。しかも、teen courtの多くは公開裁判だから、自分の犯した犯罪が周囲に知られることにもなる。それでもteen courtを選択するのは、後に見るように前科がつかないという利点があるからだが、条件を自ら考慮して、自ら選択して重い裁きを引き受けることは、本人に大きな成長機会を与えると考えられるのである。日本に限らず、世界の学校は、特に義務教育段階では、子ども自身が責任を伴った選択をする機会をほとんどない。選択をし、結果に責任をもつことによって、責任感ある主体として育つと言えるが、そういう意味では、義務教育学校制度は、責任感を育てないシステムであるといえるのである。

世界でもっとも自由な学校サドベリ・バレイ校を運営しているグリーンバークは、真の責任は、自分で行為を選択でき、その選択を実行でき、そして、その結果を自分で引き受けるという条件が揃って、初めて意味をもつと書いているが<sup>10)</sup>、まさしく「選択」は責任の第一歩である。有森が指摘しているように、正規の青少年裁判所の場合、罰金刑になることも多く、その場合、少年が罰金を支払うことはなく、通常親が支払うことになる<sup>11)</sup>。したがって、犯罪を犯した当人が責任をとることがなくなってしまう。ここに、少年司法の矛盾が存在するわけである。もちろん、罰金刑ではなく、社会奉仕が命じられることもあるが、teen courtのような、多様な責任を課すことはな

い。

このことは、教育制度全体に対する問題提起をしていると考えるべきであろう。義務教育はそもそも選択を認めないシステムであり、その教育内容はほとんどの国で国家基準として決められている。特に、日本の学習指導要領はかなり細目に及び、学年配当も無意味と思われる領域にまで及んでいる。子どもの学習効果についても、「選択」という教育的価値を実質的に実現させる部分を拡大していくことが必要だと考えられる。

### (3) 責任を果たす

teen courtは、極めて軽い犯罪でも見逃すことなく、初期の段階で罪を自覚させ、責任をとらせることが更生のために必要であるという認識から出発しているが、そのために、通常の青少年裁判所の判決よりも、ずっと重い罰が課せられるのが普通である。しかも、その内容が多岐にわたっている。必ず含まれるのが、社会奉仕、teen courtでの陪審員義務、被害者への謝罪、損害の補償、それに付加されるものとして、カウンセリング、ドラッグ・交通安全の講習会等への出席、作文、学校への出席、刑務所や少年院の見学等である<sup>12)</sup>。

厳罰化に対応するためには、加害者にとって極めて有利で、被害者を無視するという方法では、厳罰化を支持する市民の同意を得ることは難しかったという理由もあったと考えられる。

特に注目されるのは、陪審員を務めるという義務である。犯罪の多くは、冷静な理性的判断が下せない状態で行われるし、また、その罪を追求された場合にも、被害者や自分の将来に対する客観的な判断ができない状態にあることが多いと考えられる。犯罪を冷静に見る機会をもつことが、再び犯罪を犯さないために重要な契機となると考えられるが、通常の司法システムでは、この契機を与える点が不十分である。通常の罰を与えることは、犯罪を見つめることとは異なる。他人の犯罪を裁くという「責任」をもって、その犯罪の行われた背景、加害者の心情等を考察することは、犯罪に至る感情やそれを抑えるために必要だったことの欠如が何だったかを考えさせる契機になる。

これは、犯罪を犯した少年だけではなく、ボランティアとして陪審員を務める少年たちの、犯罪予防効果としても大きな意味をもっている。

### (4) 修復的司法

teen courtは当初から、既存の刑事司法の考えとは異なる面をもっていた。その代表的な例が、修復的司法との関連である。被害者が求めた場合に直接謝罪する、被害者に謝罪の手紙を書く等の判決が多く求められるのは、修復的司法に近い課題意識をもっていたからであろう。

アメリカの司法関係者の感覚は、日本とは異なっている面があるとされる。その一例が、検察官に、被害者との関係を修復させる意識、また、加害者に反省の念を持たせようとする意識が日本の検察にはみられるが、アメリカではほとんどないという<sup>13)</sup>。また、弁護士活動が、ほぼ全面的にクライアントの利益を実現することとしてアメリカでは考えられているのに、日本では正義の実現が法的にも規定されている。もちろん、この法的規定と現実とは全面的に一致するわけではないだろうが、teen courtの場合には、一般の弁護士の原則とは異なるものと理解されている。つまり、単に罪を軽減するのではなく、責任を自覚させ、被害者にすべきことをし、そうした中で、犯罪者が立ち直っていくことを援助する点である<sup>14)</sup>。

teen courtにおける修復的司法のシステムに関する現存システムとの相違の認識を見ておこう。

R. Shiffによれば、修復的司法の目的は決して被害者の権利を守ることではないという。基本的には、加害者の更生の手段としての側面を重視しているわけである。加害者が被害者に向き合うことが求められる点が、更生させる上で意味をもつといえる。被害者が求める場合には、直接訴えを聞く、また、被害者が直接言うことを望まない場合、ビデオでの訴えや手紙で向き合う。また、陪審員や弁護士役のボランティアに対して、講習プログラムの中で、修復的司法の考えを重視して発言するように指導される。

### (5) 更生志向の喚起

teen courtのシステムの中で、最も更生力の高

現存システムと修復的システムの前提条件<sup>15)</sup>

現存システム	修復的システム
犯罪は国家への反対する行為であり、法や抽象的理念の侵害である。	犯罪は他人やコミュニティに反対する行為である。
刑事司法制度が犯罪を統制する。	犯罪の統制は主にコミュニティに存在する。
加害者の責任accountabilityは、罰を受けることとして定義される。	責任accountabilityは、責任responsibilityを引き受け、損害を修復する行為をすることによって定義される。
犯罪は個人の責任responsibilityを伴った個人の行為である。	犯罪は責任の個人的かつ社会的なdimensionsである。
罰は効果的である。 a 罰への恐怖は犯罪を減らす。 b 罰は行動を変える。	罰だけでは、行動を変えるのに効果的ではなく、コミュニティの調和やよい関係にとっては破壊的である。
犠牲者は訴訟において末梢的な部分である。	犠牲者は犯罪を解決する過程にとって最も重要なものである。
加害者はその不足することによって定義される。	加害者は修復する能力によって定義される。
責任や罪を確立させるには、過去（何をしたか）に焦点をあてる。	責任や義務についての問題解決では、未来（何をすべきか）に焦点をあてる。
反対者の関係を強調する。	対話や調停を強調する。
罰したり、防ぐための計画をもつ。	双方を修復させる手段の再構築、再調和と修復という目標。
国家によって抽象的に示された側面のコミュニティ	修復的過程を促進するコミュニティ

い要素と考えられるのが、罰として与えられた内容を期限内にすべて遂行すれば、有罪の記録が残らないという仕組みである。初犯であることが条件であるので、警察の記録は残るが、裁判所の記録が抹消されることになっている。どんな犯罪者でも、前科が残ることを欲する者はいないだろう。青少年裁判所では、たとえ刑罰が軽くても前科として残るため、更生しようとする者の多くは、teen courtを選択するわけであり、一度だけ与えられたチャンスを活かすように努力するきっかけとなるのである。

これに対して、teen courtは、前科が消えるために、もともと更生力の高い少年がteen courtを選択し、低い少年は、親に依存することも可能な通常の青少年裁判を選択する傾向があるから、そのことが再犯率の相違として反映されているに過ぎないという疑問もある。しかし、制度は、それ自体がある力をもっていると考えられる。teen courtという制度は、犯罪を犯してしまった少年に、更生しようという気持ちを起こさせる力をもっている。決して単純な二者の選択ではなく、また、もともと更生したいと思っていたか、いな

かったかという相違ではなく、ふたつのシステムを選択するとき、更生したいという気持ちを生じさせる力があるとすれば、それは、もともと意識のある少年が選択したかどうかではなく、意識そのものも起こすという意味において、優れた制度であるといえる。制度構想の本質がそうした「制度が呼び起こす力」にあるのである。実際にteen courtで裁判を受けた少年は、「人間は変わり得るのだから、自分は親や友人の信頼を裏切った行為をしてしまったが、これからの学校生活などをしっかりと建て直すことによって、信頼を取り戻すように努力する」と書いている<sup>16)</sup>。

前科がつくことは、いくら犯罪を犯した少年であっても、大きな精神的負担となるし、生活上の大きな障害となる。したがって、前科を抹消するという規定は、「やり直し」のきっかけを、生活上も、また精神的にも与えることになる。この点は実に大きな更生力をもつと思われる。教育における「やり直し可能性」は、もっと大きく評価されてよい。

## (6) training program

teen courtはその土台として、ボランティアの少年だけではなく、成人に対する訓練プログラムをもち、それを実行する必要がある。Youth Court Training for Resultと題する文書で見ておこう<sup>17)</sup>。

訓練の目標として、

- ・地域の青少年の刑事司法制度の理解を促進する
- ・修復的司法について教育する
- ・地域の青少年に、市民性と積極的な少年の影響を実践する機会を与える

そして、具体的に訓練する内容は

- ・訓練を与える特定のteen courtについての一般的な情報
- ・少年司法制度の概括
- ・teen courtボランティアに必要な守秘義務
- ・法廷での行動に関する倫理、政策、ルール
- ・法廷に持ち込まれた違反
- ・公平で修復的な司法の原理
- ・偏向とステレオタイプを避けるための少年ボランティアの多様性と重要性
- ・適切な意向の決定
- ・熟慮と積極的な傾聴
- ・事例の分析
- ・試行、表示、事例提起の技術

日本には実際に犯罪に関わることを前提とした法教育のプログラムは存在しない。このteen courtの訓練プログラムは、そうした実際に適用されるものであり、犯罪の要因、犯罪者の感情、司法制度の運用、そして更生のための条件などを、現実的な状況の中で学び、かつそれを実践することができる。刑として陪審員を務める場合も受けるわけであり、かつ、一般の少年たちが、ボランティアとして参加する場合に受けることになるので、少なくとも少年が、学校教育では学ぶことができない法や犯罪に関する教育を受けることができ、それが更生のみならず、犯罪の予防にも大きな効果をもっていると考えられる。

## (7) 地域で支える

日本は福祉それ自体より、福祉関係と他の領域の「関係」機能が不十分である。

teen courtを最初に設置したと言われるオデッサでは、少年の犯罪が極めて多く、そのため地域全体が危険であった。厳罰化によって警察力が軽犯罪に割かれなくなって、犯罪少年が増加し、それが地域全体で少年犯罪に対策をとることにつながったと言われている。teen courtには、罰としての社会奉仕を提供すること、ボランティアとして少年ボランティアを訓練、調整する人等、様々な大人の活動が必要となる。また犯罪少年を更生させることについての肯定的な態度が必要である。

このような取り組みは、地域全体の協力がなければ成り立たないし、また、継続されることもない。しかし、効果をあげれば、地域全体の安全が確保され、負担以上のものを獲得することができるわけである。

teen courtの他のダイバージョン・プログラムに比較して大きな特質は、この地域全体で支えることにあるといえる。

## 7 学校教育との関連づけ

アメリカは、法教育が重視されるようになった。法の原理と実態、そしてその運用について、学校で学ぶのだが、teen courtはその一環として考えられている。

第一に、実際に弁護士役や陪審員役を少年が行うことで、生きた裁判に参加することができるわけであり、そのために開かれる専門家による講習は、大きな効果が期待されている。teen courtに関わることで、実際に法曹界に出て行く者も少なくないようだ。

第二に、学校でのteen court方式の導入である。学校で校則違反をしたときには、旧来のパターンリズム的な処理としては、生徒の秘密を守り、学校の教育的指導として行われるために、適正手続はとられないし、また、生徒がその事例から学ぶことは、当人もまた当人以外もほとんどない。それを、生徒たちが裁くという方式を採用することによって、規則を破ったとき、どのようになるのか、また、それを実際に裁くために、どのようなことが必要であるのか、等々を実際の事例を処理

するという経験を通して学ぶわけである。学校におけるteen courtは、校則違反への対処という実務であると同時に、法教育の一環と考えられている。

しかし、この点については、山口直也氏の批判がある。teen courtは、少年による裁きによって、加害者がより納得する罰を与え、更生する機会をより多く用意することによって、責任を自覚し、かつ再犯に至らないようにする仕組みである。そのために、裁く側の少年に対しては、法や裁判についての整備された講習が用意されている。そして、特に弁護士や検事役の少年たちは、試験をパスすることで、必要な理解を前提に裁判に臨むわけである。しかも、裁かれる少年と、裁く少年は、できるだけ同じ学校の生徒ではないように考慮されている。しかし、学校でのteen courtは、裁く少年たちが、そうした整備された講習を受けていない可能性があり、かつ、面識のある生徒を裁くことになるために、感情的な側面が前面に出てくるのが少なくないと、山口は批判するのである。近年の裁判制度改革で、国民の「復讐感情」を煽るような側面があるが、学校のteen courtは、それと似た面があると山口は指摘する<sup>18)</sup>。

学校での日常的な準備として、teen courtの理念をしっかりと生徒に教えていけば、一部のボランティアの少年だけが関わるダイバージョン・プログラムとしてのteen courtよりも、多くの生徒たちへの教育効果が期待できるだろう。その場合、伝統的なパターンナリズム的な対応より優れていると考えられる。

最後に、日本の問題状況と関連させて、以上考察した論点を考えていくことにする。

日本での校則違反への対処は、非公開とパターンナリズムの原則によって行われている。学校は生徒に対して親代わりであり、親のしつけと同様の位置づけでルール違反には対処する。明確なルールによる罰則でもなく、厳格に秘密にする。

それだけではなく、多くの場合、学校における「懲戒」は、法の原則を無視して行われる。学校教育法は次のように規定している。

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めると

ころにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

「教育上必要がある」ということは、判例的に「教育環境を守ることが目的」とされており、応報的な意味ではない。ところが、多くの学校における懲戒は、応報的処分として行われている。

教育環境を守るために行う懲戒は、教育刑の原則でなされる必要があり、加害者・違反者の行為を改めさせる教育的指導が原則であり、それが不可能な場合のみ、停学や退学処分が課されるべきである。したがって、停学処分の場合には、加害生徒の変化だけではなく、受け入れる学級の人々の教育も課題となる。しかし、現在の学校で行われている懲戒には、教育環境の保持という観点はあまりみられない。結局、応報的な懲戒という伝統的な枠に留まるのか、あるいは、より教育機関としてふさわしい懲戒のあり方を求めるかという点である。教育機関としてのふさわしいあり方とは何か、それは単純にひとつのやり方に収斂されないだろう。

予防的な意味での法教育の問題もある。日本では法教育はほとんど教育課程の中に入っていない。小学校や中学で、憲法の学習を行うが、その実態は法教育とはかけ離れている。憲法学習は、条文の表面的意味を知識として与えるのみであって、権利を守ることの現実的な問題との関わりで学ぶ事例は、教師が特別に関心と問題意識をもっている場合にのみ行われているに過ぎないといえる。これは、現行学習指導要領が、法に基づく権利概念を理解させることを目的としていないからである。実際に学習指導要領をみておこう。中学校社会の分野で次のような規定がある。

### (3) 私たちと政治

ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。

また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。

#### イ 民主政治と政治参加

地方自治の基本的な考え方について理解させる。その際、地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに、住民の権利や義務に関連させて、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる。また、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる。さらに、国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際、選挙の意義について考えさせる。

しかし、このような規定での実際の教育で、ここに書かれていることは実現する可能性は低い。それは、ひとつには、「アについては、日常の具体的な事例を取り上げ、日本国憲法の基本的な考え方を理解させること。」という注釈で見ることができる。権利を理解するためには、「日常的な事例」では不十分である。日常的に、国民の権利が侵害されていることは、幸いなことに日本では少ない。権利を守ることが重要な場面は、権利が侵された事例をしっかりと考えることが不可欠である。消費者の権利を守るために、消費者生活センターや公正取引委員会などがあって、そこに訴えることができる、というような日常的な事例を学んだとしても、実際に、そこに訴えた人はほとんどいない。また、訴えれば、必ずそこで訴えが認められるわけでもない。しかも、そうした機関に訴えるよりは、泣き寝入りする人が多いし、またせいぜい企業のサポートセンターに電話する事例だろう。

そうしたセンター等に電話して、どのように解

決されるのか、あるいは困難にぶつかるのか、という事例に踏み込んでこそ、権利の問題を正確に理解することができる。

また、民主政治と政治参加についてはどうだろうか。これについては、「(イ)「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること。」という注釈がついている。(イ)の文章も、またこの注釈も表面的である。民主政治を理解するためには、「参加」が必要であることは、疑いがない。参加なしには、実効性のない知識が身につくだけである。だから、中等教育以上では、ヨーロッパの多くの国が、権限をもって生徒代表が学校の運営に参加できる仕組みができています。しかし、日本の児童会や生徒会は、高校まで含めて、教育のための組織であり、決して、「参加」の組織ではない。だから、知識として「政治参加」を学ぶことはあっても、自分たちの責任、民主的な主体として形成するための機会は、日本の学校教育では無視されているのである。

つまり、政治や法の「知識」を学ぶことが意図されていても、政治や法の「実際」に部は込み、かつそれを自分たちにも関わるのがらとして学ぶことは想定されていない<sup>19)</sup>。

## 注

- 1) もっともteen courtの全国的な連絡組織は存在し、大会も開催されていて、共同研究者の宮下教授が参加しているので、今後少しずつ研究成果が出てくることが期待される。
- 2) しかし、teen courtを実現していく上では、この研究の遅れが足枷になっていることは否めない。研究の遅れと補助金の低さが悪循環として作用していると考えられるからである。
- 3) こうした積極的なマイナス因子があったとしても、Aを支えるしっかりした人間関係や場があれば、犯罪を犯すことはなかったに違いない。いじめられて育った彼は、多くの場合一人きりで過ごし、友人はあったが、しっかりと支えあう関係は築きにくかった。能力的には有能な面をもち、新聞配達ではしっかりと仕事をして収入もあった。だから、それがうまく機能してい

- る限りは、学校生活がうまくいってなくても、生活自体が破綻することはなかったが、その収入を母親に無断で奪われ、(しかも母親は苦しい生活状況をAに隠していた。) またやっと思ひかけた彼女とのつきあひも母親に妨害されるという状況になったとき、Aは母親殺しという犯行に及んだのである。
- 4) 池谷孝司、真下周『死刑でいいです—孤立が生んだ二つの殺人』共同通信社
- 5) Gordon Bazemore, Mark Umbreit 'Rethinking the Sanctioning Function in Juvenile Court: Retributive or Restorative Responses to Youth Court' in "Crime and Delinquency" 1995.6
- 6) 詳しくは太田和敬「teen courtについて」文教大学人間科学部人間科学研究22号参照
- 7) したがって、多数のteen courtでは、たとえ自分が疑われている犯罪を行っていないと考えても、前科がつかないということから、あえてteen courtを選択する場合もあるのではないかと考えられている。これは、自分の信念を曲げずの選択となるために、自分に責任をもつという意味での選択とはいえない。ただ、少年の軽犯罪の場合、丹念に捜査がなされて、証拠を集め、容疑者として逮捕されるというよりは、暴力行為や窃盗の場合には、被害者からの警察への通報、また、交通違反や夜間の外出等の場合、現行犯であることが多いと考えられ、警察に逮捕・補導された時点で、本人も認めざるをえない状況である場合が多いとも考えられ、批判されるような事態は、稀であるといえる。
- 8) 修復的司法の方が普及している理由は、修復的司法がteen courtより優れているかどうかという点ではなく、むしろ、担っている専門家の相違が影響しているように思われる。修復的司法は、心理臨床の専門家が組織するために、純粹なボランティアではなく、補助金を申請して、公的な資金によって運営されていることが多いようだ。公的資金については、結果が求められるが、結果を出すことによって、更に資金の獲得が容易になると考えられる。しかし、teen courtは、基本的にボランティアであり、コーディネーター等が公的資金で活動している場合が多いが、心理臨床のような専門家がかわるわけではなく、evidence basedレベルの検証と公的資金補助というサイクルが成立しにくい形態をとっているといえる。そのために、どのteen courtも資金難に直面していることがおおく、結果の集約も極めて不徹底である。
- 9) これは以前の私の論文における基調となっている概念であるが、今回の研究で新しい在り方を知ることができた。teen courtは通常ボランティアによって成り立っているが、ワシントンDCでは、少年にはアルバイト料が支払われるという。あまりに貧しい地域の子どもたちにとって、ボランティアは現実的ではなく、むしろ行為の対価を得られることの教育的効果があるという。他方そのために、財政的困難に陥りやすく、閉鎖の危機に何度も遭遇したという。極めて犯罪の多い都市であるために、犯罪領域から引き離すという意味もあるだろう。
- 10) Daniel Greenberg "The Sudbury Valley School Experience" p11
- 11) 有森美幸「少年非行の抑制および副詞的側面から見たteen court」『法と政治』47巻2、3号 p198-199
- 12) Paula A. Nessel "Technical Assistant" No. 17 American Bar Association—Division for Public Education p1 Sharon J. Zehner 'Teen court' in "FBI Law Enforcement Bulletin" 1997 p8
- 13) ジョン・ブレイスウェイト「修復的司法の思想」細井洋子・西村春夫・櫻村志郎・辰野文理編著『修復的司法の総合的研究』風間書房 p27
- 14) Allison R. Shiff, David B. Wexler 'Teen Court: A Therapeutic Jurisprudence Perspective' in "Essays in Therapeutic Jurisprudence" 1966 p292
- 15) Bazemore, Umbreit op. cit p303
- 16) 'How I Can Regain My Parent's Trust! (実際にteen courtでの反省文として書かれた文章。) このことが実際に実行されるかどうかは別として、やり直して信頼を取り戻すと決意したことは間違いない。
- 17) G. Dale Greenawald "Youth Court Training for Result"

- 18) 山口直也『ティーンコート—少年が立ち直らせる裁判』現代人文社
- 19) このことは、神戸で起きた少年による殺人事件でわかる。殺人を犯したとされる少年は、小学生のときに、担任の教師に、「小学生は人を殺しても罰せられることはないんだよね」と質問したという。担任の反応は正確には公表されていないが、おそらくあいまいな肯定的表現だったのではないかと思われる。しかし、法的に罰を受けることを、刑事罰と考えれば確かに

そうだが、罰は民事罰、社会的罰があり、法的にも、民事罰を逃れることができるわけではない。実際に少年の家族は賠償金を支払うために、大きな犠牲を払うことになった。そして、社会的制裁も大きい。こうした法的仕組みを、彼に丁寧に説明し、理解させれば、事態が変わった可能性もある。これは、日本の法教育の不備が現実化した事例として銘記すべき事例であるといえる。

---

[抄録]

本稿は、人間科学部の共同研究として3年間取り組まれたteen courtの研究の報告書の序文として書かれるものである。teen courtは司法のダイバージョン・システムであると同時に、機能的には社会福祉機能をもったアメリカ独自のシステムだが、ダイバージョン・プログラムとしてはより広範に採用されている「修復的司法」のシステムも合わせて研究が行われた。

私の専門は、教育学であるために、司法制度を直接研究対象とすることはほとんどないが、少年司法制度では、教育刑思想が基本になるべきであり、単に「矯正教育」として司法領域に任せるのではなく、非行や犯罪を犯さないような人間を育てる教育、あるいは犯してしまった者の更生に有効な教育の在り方を研究する必要があると考えられる。

本稿は、本研究の意味と、前述の「教育の在り方」としての基本を考えるための概念を検討する。

---